

公立大学法人名古屋市立大学

平成19年度 年度計画

(変更版)

公立大学法人名古屋市立大学

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

(1) 入学者受入れの方針

ア 学部教育

- ・ 後期日程のあり方を見直すとともに、地元優先枠制度の導入、試験科目及び足切り制度の見直しなどについて検討する。また、受験生の動向、入学者の追跡調査結果を分析するとともに、選抜方法ごとの定員割り振りの一部見直しについても検討する。また、他大学の優良な入試過去問題の活用を検討する。
- ・ 看護学部の入試選抜方法を見直すとともに、芸術工学部において推薦入試を実施する。
- ・ オープンキャンパス（大学説明会）の充実を図る。
- ・ 広報内容を再検討した上で、高等学校への訪問活動、高等学校との入試に関する情報及び意見交換、高等学校等へ出向いての大学説明会等をより一層強化して実施する。

イ 大学院教育

- ・ 受験資格の拡大、大学院入試科目の変更等、入試方法の改善に取り組む。
- ・ 中・高教員の専修免許取得のための大学院入学を促すなど、長期履修制度（修業年限を柔軟に設定することにより社会人等による学位の取得を可能とする制度）を積極的に広報する。
- ・ 英語版ホームページを全研究科において作成するとともに、中国語版ホームページの必要性を検討する。

(2) 教育内容

ア 学部教育（教養教育）

- ・ 教養教育連絡委員会を立ち上げ共通教養科目の充実策等の検討を行う。
- ・ キャリアデザインに関する科目（「働くことの意味」など、生涯設計を描く上で指針となるような知識や情報の修得に重点を置いた科目）を設置する。
- ・ テーマ科目として従前の21科目に加え、「キャリアデザインに関する科目」及び「環境問題への多角的アプローチ」の2科目を開講し、課題探求型教育の充実を図る。
- ・ 教養教育及び学部教育を横断的に履修し、持続可能な社会について体系的に学修できる制度である「持続可能な社会形成コース」を創設する。
- ・ テーマ科目として、各学部から社会生活基盤科目（生活習慣病の予防や望ましい介護のあり方など、現代社会において生活を営んでいく上で必要となる基盤的知識の修得に重点を置いた科目）として位置づけた科目を設置し、開講する。
- ・ 未修者必修の科目として開講している医学部と薬学部の生物学と物理学を充実させる。
- ・ 経済学部の一部のクラスで習熟度別クラス編成を実施し、その効果検証を行う。
- ・ TOEIC、TOEFL（英語についてスピーキング能力とライティング能力を同時に測定するテスト）等の検定試験成績による単位認定に関する規程を整備し、実施条件を整える。

イ 学部教育（専門教育）

（医学部）

- ・ 専任教授を配置した医学教育センターを中心として、自主的学習と実習に力点を置いた6年間一貫教育カリキュラムを作成するとともに、医療倫理及び医療安全管理に関する教育の充実について検討する。

（薬学部）

- ・ 早期体験実習を保険薬局に加えて病院薬剤部、製薬企業でも実施するとともに、臨床薬剤師養成教育のためのPBL（問題解決型授業）とSGD（少人数対話型授業）の導入について検討し、プログラムの具体化を図る。
- ・ 創薬科学プログラムの重要な部分を占める生命薬科学専門科目の内容を具体化し、20年度に向けて実施の準備を行う。

（経済学部）

- ・ 資格取得への意欲を喚起するために、資格ごとの資格試験対策室を設置し、資格対策講座を開講する。

（人文社会学部）

- ・ 資格関係の実習室を整備する。
- ・ 社会連携教育、国際交流教育等のプログラムの開発について検討する。

（芸術工学部）

- ・ 地域社会における問題解決や創造性発揮を促進する施策の一環として、カリキュラムへ社会貢献活動を導入する。

（看護学部）

- ・ 20年度のカリキュラム改正に向け、カリキュラム検討委員会において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の見直しも踏まえた検討を行う。
- ・ 20年度導入に向け、臨床教授制度の創設について検討する。

（全学）

- ・ 少人数自主啓発型の教育方法について、手法及び具体的内容を引き続き検討する。
- ・ 学生交流協定を締結していない大学に留学する場合の単位認定方法について引き続き検討する。
- ・ 医学部における医学英語教育の充実について検討するとともに、他の学部においても英語による専門教育の実施が可能な科目を拾い出し、その実施方法について引き続き検討する。
- ・ インターンシップ（学生が自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を行う制度）の位置づけ及び単位化について引き続き検討する。
- ・ ボランティア活動の単位化について、単位化の方法、対象となる活動等を引き続き検討するとともに、学友会を通じ、又は学内団体代表者会議において、ボランティア活動への学内団体参加を案内し、奨励する。
- ・ 経済学部学科を再編（2学科体制から3学科体制へ）し新学科を発足させるとともに、入学定員を30名増員する。
- ・ 国家試験成績、模擬試験成績および学生へのアンケート調査結果を分析し、指導方法や国家試験準備プログラムの改善を図る。
- ・ 教員関係科目の充実を図るとともに、教育実習についての準備を本格化し、教員免許取得者数と教員としての就職に関する目標について検討する。
- ・ 保育士関係の科目の充実を図り、社会福祉士関係の科目を開講するとともに、その他の資格取得に向けた新規科目の開講を検討する。

- ・ 薬学部臨床薬学教育研究センターを充実し、共用試験の試行をはじめ、臨床薬学教育プログラムの一層の充実を図る。
- ・ 医学教育センターと臨床薬学教育研究センターの連携を強めるとともに、医学部、薬学部及び看護学部合同による講義、早期体験学習及び実習の実施並びに学部相互間での単位互換について引き続き検討する。

ウ 大学院教育

(医学研究科)

- ・ 多様な医学研究の発展を推進する領域として、医学研究科修士課程の開設準備を行う。

(薬学研究科)

- ・ 大学院改組を見据え、大学院教育改革推進担当の特任教授を設けるとともに、教育内容の充実や分野再編成を含めた将来構想を検討する。

(経済学研究科)

- ・ 研究会の実施においては、大学院生のより一層の積極的な参加を促進する。

(人間文化研究科)

- ・ 「課題研究科目」の再編についての方向づけを行うとともに、研究科全体の条件整備方向を検討する。
- ・ 博士前期課程の入学定員を増やすことを引き続き検討する。

(芸術工学研究科)

- ・ 地域プロジェクトへの参画を促すなど大学院教育の実質的効果を高める。
- ・ 学位制度の弾力化の中で、指導教員の拡大を図る。

(看護学研究科)

- ・ 専門看護師教育課程を開設するとともに、実践コース助産学分野の20年度開設に向け、設置申請手続きを進める。

(システム自然科学研究科)

- ・ 大学院生の基礎能力のボトムアップを目的とする補完授業を18年度に引き続き実施する。

(全学)

- ・ ティーチングアシスタント(教育的配慮のもとに教育補助業務を行う大学院生)の対象学生を前期課程の学生まで拡大するとともに、その積極的活用を図る。
- ・ 大学院生が学部講義を受講した場合の単位認定化について引き続き検討する。
- ・ 連携大学院(高度な研究水準をもつ国立試験・研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法)の充実等、他大学の大学院、研究機関などとの交流を拡大し充実する方策について引き続き検討する。
- ・ 外国人大学院生に対する外国語による授業・指導方法について引き続き検討する。

(3) 成績評価

- ・ シラバス(講義概要)の統一化を図るとともに、電子シラバスへの掲載を推進する。
- ・ 成績評価に関する規定を統一化し、実施する。
- ・ 学業成績優秀な学生に対する表彰制度及び奨学金制度を整備する。

2 教育の実施体制等

(1) 教育実施体制

- ・ 担当理事のもと、全学的な教養教育を積極的に推進するための組織の新設について検討する。
- ・ 教務課を新設し教務事務の企画及び調整を行う。
- ・ 教員組織と事務組織の連携を強化する方法について引き続き検討する。
- ・ 経済学研究科と人間文化研究科との単位互換科目の開設など、学部間、研究科間での単位互換を拡充する。
- ・ 学生用ポータルシステム（パソコンなどにより大学内の情報を入手することが可能な窓口となるシステム）を活用して、他大学との単位互換について学生への周知を図る。
- ・ 教員の定員計画による定員管理を実施するとともに、非常勤講師の配置基準を策定する。
- ・ 経済学研究科における企業等から招へいた非常勤講師による講義の実施など、大学外の人材活用をより一層推進する。

(2) 教育環境

- ・ 分館毎の利用動向、利用実態を踏まえた開館日程の見直しを行う。
- ・ 総合情報センターと各部局の協議により、各部局の情報処理教育設備更新計画を策定する。
- ・ e-ラーニング(自学自習システム)の活用方法及び効果に関する調査を実施する。

(3) 教育の質の改善のためのシステム

- ・ 認証評価機関による認証評価を勘案した統一書式により教育に関する自己点検・評価を平成20年度に全学で実施するため、これに必要な準備を進める。
- ・ 自己点検・評価の結果を教育内容の改善に活用する仕組みを構築する。
- ・ 学生との懇談会や、アンケートによるニーズ調査を行い、教育体制・教育の質の点検や改善に活用する。
- ・ 学生による授業評価結果を公表する。
- ・ ファカルティディベロップメント推進委員会を中心に、ファカルティディベロップメント（教育方法等を改善するための組織的な研究・研修等の取り組み）を実施するうえでの基本的実施事項（指針）の作成を検討するなど、ファカルティディベロップメントの全学的な取り組みの体制の充実を図り推進する。

3 学生への支援

(1) 学習支援

- ・ オフィスアワー（学生が教員に気軽に相談できるように研究室を公開する一定の時間帯）制度を全学部で実施するとともに、その活用状況を調査し、必要な改善を図る。また、学生用ポータルシステムなどを利用して、学生に周知する。
- ・ 学生用ポータルシステム（パソコンなどにより大学内の情報を入手することが可能な窓口となるシステム）に未整備な機能を付加するとともに、ICカード（学生証・キャンパスカード）の多機能化について検討する。
- ・ チューター制度（学習等の相談に応じる個人指導の教員制度）の導入を引き続き検

討する。

(2) 就職支援

- ・ キャリア支援センタースタッフの充実により、面接等実践的な対策に重点をおいた指導を充実させる。
- ・ インターンシップ受け入れ先の拡充を図る。
- ・ 民間企業での経験を有し、キャリアコンサルタントの資格を有する相談員を採用して、就職の相談・指導体制を強化する。
- ・ 公務員採用試験等対策講座の広報に努め、積極的に参加するよう働きかける。
- ・ 就職状況等に関するデータベースを作成・整備するとともに、就職先が未確定の学生に対する指導の充実を図る。

(3) 経済的支援

- ・ 授業料減免制度を改定する。

(4) 生活支援・健康管理

- ・ 18年度に調査した他大学の先進事例等を参考に、ハラスメントについて学生に対する相談体制を整備するとともに広報の充実を目指す。
- ・ 学友会、学内学生団体と理事等との意見交流を定期的を実施し、学生の要望等を見上げる。

(5) 留学生、社会人学生、障害者等に対する支援

- ・ 留学生総合相談窓口のあり方、留学生支援におけるボランティアのあり方及び留学生を支援するスタッフ体制について、引き続き検討する。
- ・ 学内情報の多言語化及び日本語研修システムの充実について、引き続き検討する。
- ・ 講義の土曜日開講や集中講義の拡充について検討する。
- ・ バリアフリー整備計画の策定及び障害者サポート体制を引き続き検討する。

第2 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究水準及び研究の成果等

(医学研究科)

- ・ 本学の特色づくりに資する先進的な新分野の設置を検討する。

(薬学研究科)

- ・ 連携大学院の実施や寄附講座の設置を基盤とした重点研究拠点構築についてプランを策定する。
- ・ 教員任期制の適用拡大など研究活動の一層の推進を図るための種々の施策を検討し、合意の得られたものから実施する。

(経済学研究科)

- ・ 経済研究所を中心に、税財政、医療経済、労働政策等の地域的・実践的課題に対するプロジェクト研究を引き続き推進する。

(人間文化研究科)

- ・ 人間文化研究所主催の月例研究サロンを地域に開放することを検討するとともに、人間文化研究所年報を一層充実し、地域に研究成果を還元する。
- ・ 共同研究プロジェクトへの大学院生や地域の関係者の参加を促す。

(芸術工学研究科)

- ・ 健康、都市、ユニバーサルデザイン、情報及び環境分野の重点領域研究拠点の整備に向け引き続き検討する。
- ・ 芸術工学研究科内に検討委員会を設置し、卓越した国際的教育研究拠点申請に向けた検討を行う。

(看護学研究科)

- ・ 臨床看護師・助産師・保健師等との交流・共同研究を推進するため、看護実践研究センター（仮称）の設立について検討する。
- ・ 地域の看護職者を対象とする生涯学習セミナーなどの研修会・研究会を開催する。

(システム自然科学研究科)

- ・ システム自然科学研究科における研究体制の強化を目指し、名古屋市環境科学研究所との人的交流を含め連携を検討する。
- ・ 研究水準の向上・発展のため、研究機器の更新についての方策を検討する。

(全学)

- ・ 医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科における共同研究の一層の推進を図るための制度、組織及び環境づくりについて引き続き検討する。
- ・ 特別研究奨励費について、本学研究の特色化（研究テーマの選択と重点化）に向け、「環境問題」及び「地域貢献研究」を重点課題とする。
- ・ 研究者データベースの充実を図るため、時期を定めて全学的に更新を呼びかける。

2 研究の実施体制等

(1) 研究成果の評価

- ・ 研究成果を評価する手法の検討を全学的に進める。

(2) 研究資金の獲得・配分

- ・ 18年度の特別研究奨励費制度による研究について評価を実施し、その評価結果を参考に19年度の配分を行う。
- ・ 研究教育拠点形成支援型の研究資金や、大学教育改革プログラム等の予算獲得に向けて、全学的に取り組む。
- ・ 科学研究費補助金の申請・採択状況を分析するとともに、研究者全員による科学研究費補助金申請を図り、より多くのより大型の研究費の獲得を目指す。
- ・ 共同研究の件数を25件にするとともに、受託研究の件数を105件にする。

(3) 研究体制の整備

- ・ 研究科間の連携を推進するとともに研究者間の交流を進めるため、特別研究奨励費による「研究成果発表会」を引き続き開催する。
- ・ 民間企業等の研究員を迎える制度として「共同研究員や受託研究員の受入れに関する規程」を整備する。
- ・ 分子医学研究所、経済研究所及び人間文化研究所等を健康福祉、環境問題等の社会のニーズに対応した先端研究又は共同研究を推進する組織として位置づけ、研究と

- それに基づく社会貢献を引き続き推進する。
- ・ 学内における高度研究機器の共同利用の実態調査結果を活用し、共同利用を促進する。
 - ・ 各種指針、ガイドライン等に基づいた研究倫理規程等を整備する。

(4) 知的財産の創出

- ・ 特許庁の知的財産統括アドバイザーの助言に基づき、引き続き学内向けセミナーを実施する等、知的財産の創出、管理及び活用を行う。
- ・ 外部支援機関と共同して研究成果・技術シーズ発表会を開催し、企業等へ研究成果シーズを引き続き積極的に公開する。

第3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

1 市民・地域社会との連携

(1) 市民

- ・ 市民公開講座、授業公開、サイエンスカフェ（システム自然科学研究科版。サイエンスについて市民と科学者が喫茶店で話し合う市民公開講座）を開催する。
- ・ 教員の専門研究を市民にわかりやすく伝える「サイエンスカフェ(人文社会学部版)」(仮称)を喫茶店などの場所で定期開催することを検討する。
- ・ アンケート調査等により市民ニーズを把握し、ニーズに適合した市民公開講座の開設を引き続き検討する。
- ・ 全学部において連続講座を実施する。
- ・ 専門職業人教育の充実策を検討するとともに、同窓会との協力をもとにした卒後教育講座の実施について検討する。
- ・ 社会人大学院生の受入数の増加を図る。
- ・ 健康や生きがいづくりなどをテーマに高齢者を対象にした公開講座を実施するとともに、卒業生などの協力を得て、高度な知識・技術を持った高齢者を公開講座等の講師として招へいする。
- ・ 本学図書館の市民利用制度を見直し、改善を進める。

(2) 地域社会等

- ・ 他大学との連携・交流を促進するため、地域の大学において、本学医学研究科、薬学研究科及び看護学部教員等による健康と福祉に関する生涯教育の講義を実施する。
- ・ 愛知学長懇話会の「コーディネート科目」について本学教員がコーディネーターを務めるなどにより「なごや環境大学」と連携した講座を開催する。
- ・ 「環境デーなごや」に出展し、本学の取り組みを引き続き積極的に広報する。
- ・ 名古屋市等と連携して、商店街の活性化、まちづくり、産業振興等について調査及び提言を行うことや、学生の自主的な活動である大学祭との連携、社会調査実習などにより、地域や産業の活性化に引き続き寄与する。
- ・ 健康づくり、環境問題などに取り組むNPO法人等との連携を進める。

2 産学官連携

(1) 行政

- ・ 行政や地域のニーズを的確に把握するため、意見交換会の開催などにより、名古屋

- 市等との連携を積極的に推進する。
- ・ 学内に設置した「健康教育研究推進センター」を中心に、名古屋市をはじめとする関係機関と連携して、「ライフサイクル・ケア事業」（地域型ヘルスプロモーション人材養成事業、次世代育成支援事業、生活習慣病予防・治療・リハビリテーション事業及び高齢者活性化事業）の実施に着手する。
 - ・ 名古屋市と連携し、「産業政策研究会」を設置し、「名古屋の産業史」「ものづくり支援産業」等のテーマで調査研究をすることや、名古屋市からの受託研究（共生社会）の調査結果の活用について検討することなどにより、行政との連携を図り、研究活動を発展させる。
 - ・ 小・中・高校、養護学校と相互に連携し、以下の取り組みを行う。
 - ・ 「教えて博士！なぜ？なに？ゼミナール」への参加
 - ・ 「ひらめき☆ときめきサイエンス」への応募と開催を目指す
 - ・ サイエンス・パートナーシップ・プロジェクトによる講座の開講
 - ・ スーパーサイエンスハイスクール（将来の国際的な科学技術系人材の育成を目的に文部科学省が指定）である名古屋市立向陽高校との連携事業

(2) 企業

- ・ 「名古屋医工連携インキュベータ」に入居している本学発のベンチャー企業等との情報交換や一般市民へのPR等の支援を行っていく。
- ・ 日本政策投資銀行との共同調査事業等の連携事業を引き続き実施する。
- ・ 医学研究科および芸術工学研究科において寄附講座を開設する。

第4 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・ 国際交流をより一層推進するための学術推進室の体制を強化するとともに、「国際交流推進センター」を設置する。
- ・ 医学部において海外医療系大学との交流協定締結について検討するなど大学間交流協定大学の増加を図るとともに、協定大学への学生等の派遣及び協定大学等からの受入により、国際交流の推進を図る。
- ・ 留学生会との連携を深め、名古屋市立の小中学校へ留学生派遣を実施する。
- ・ 教員の海外派遣事業及び外国人研究者の招へい事業等により国際共同研究を引き続き推進する。
- ・ 海外技術協力や人道的支援に関する情報の収集及び提供を推進するなど、学生・教職員に対して、国際貢献活動への参加を促す。
- ・ スリランカにおけるバナナ・ペーパーの普及活動のため、JICA(国際協力機構)による草の根技術協力事業に応募する。

第5 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ・ 東市民病院との電子カルテシステムの連携システムを構築するとともに、本学及び名古屋市健康福祉局で構成する「医療連携推進会議」等において、機能分担・人事交流の推進に向け、定期的な協議を行うことにより、本学附属病院の役割を明確にし、市立病院等との機能分担及び協力関係について具体的実施項目を検討する。
- ・ 外科の診療科の再編を推進するとともに、特徴あるセンター化医療を推進する。
- ・ 地域医療連携を推進するために協力病院を積極的に開拓する。

- ・ N S T（栄養サポートチーム）を実施するとともに、N S T支援システムを構築する。また、緩和ケアチーム活動を検討する。
- ・ 救命救急医療体制の充実に向け人員等の充実を図るとともに、医師、看護師、救急救命士など救急医療を担う人材の育成を目的とする救命救急教育センター（仮称）の開設について調整を行う。
- ・ 駐車場等整備に関する実施設計を行うとともに、売店等の患者福利厚生施設の充実を図る。
- ・ 市民・患者の視点に立ち、病院ホームページの一層の充実を図るとともに、患者情報ライブラリーを開設する。
- ・ 18年度に策定した大型医療機器等の更新計画の具体化に向け機器の利用状況等を調査するとともに、大学病院の特徴作りのために必要な機器について検討する。
- ・ 臨床工学技士を増員し安全管理体制の充実を図るとともに、安全管理ハンドブック（携帯用）を作成する。
- ・ インシデント（日常の現場でヒヤリとしたり、ハットした経験など、結果的に事故やトラブルに至らなかったニアミス）やアクシデントを分析し、電子カルテシステムにおいて対応可能なものを改善する。
- ・ 患者から見てわかりやすい治療成績指標の選択とそのデータの収集方法について引き続き検討する。
- ・ 各種同意書の現状を把握し、標準化の可能性を検討するとともに、標準化実施に向けて準備を行う。
- ・ 診療情報管理士を増強し、インフォームドコンセントのもととなる診療録の正しい記載及び診療情報を使った統計の整備を推進するとともに、患者診療情報の管理体制をさらに充実させる。
- ・ 医師教育のうち前期研修（臨床研修）のさらなる充実を図るとともに、コメディカル（医療関係技術職員）に対する教育プログラムを作成する。
- ・ 「分娩育成先端医療センター」を開設し、周産期および新生児医療のさらなる充実を図る。
- ・ 外来化学療法室を開設し、がん患者の治療の質を向上させる。
- ・ 医薬品臨床試験（治験）の実施率を向上させる。
- ・ P E T－C Tの導入を検討する。
- ・ 手術関連部門の体制の充実を図る。
- ・ 一般病棟について、7：1看護体制を実施する。
- ・ 病院に配分する剰余金の病院内診療科等への配分ルール並びに、病院教職員に対してインセンティブを付与する方法を引き続き検討し具体化する。
- ・ 引き続き病院経営の専門家（事務職員）を育成する。
- ・ 病院人事委員会（仮称）を設置するとともに、院長の公選制導入と実質専任化を実施し、病院長の権限強化を図る。
- ・ 部門別原価計算を活用したマネジメントサイクルを構築するとともに、病院機能評価を受審し取得する。
- ・ クレジットカード対応自動精算機を導入する。また、診療材料の標準化、後発医薬品の導入、中央手術部の在庫の適正化などにより経費節減を推進し、医薬材料比率を33.0%以下にする。
- ・ 検査実施時間の延長等を実施するための具体的な体制整備について検討する。
- ・ 平均在院日数を19日まで短縮する。

第6 情報システムの改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 情報ネットワークの全学統一的管理運用体制の整備を検討する。
- ・ 総合情報センターシステムの更新及び充実とともに各種セキュリティシステムの強化を検討する。
- ・ 就職情報システム等の導入の一環として健康診断書等のデータベース化を検討する。
- ・ 総合情報センターにおいて、全学で利用可能なデータベース及び電子ジャーナルの充実を図る。
- ・ 大学ホームページのトップページをリニューアルし、各学部の内容を充実するとともに統一性を図り、わかりやすく情報提供できるようにする。
- ・ ヘルプデスク（システムの利用方法、トラブル対処法等に対応する部門）開設に当たっての実務レベルの事項について検討するとともに、各部局における初期段階での問題処理担当者を養成する。
- ・ インターネット利用に関する定期講習会・研修会を実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 経営審議会、教育研究審議会及び部局長会議を随時開催する。
- ・ 役員、経営審議会及び教育研究審議会に参画した学外者の意見を積極的に取り入れ、大学運営の改善を図る。
- ・ 18年度に確立した役員の分担制や教職員が一体となって大学運営にあたる体制を活用し、大学運営の改善に努める。
- ・ 経営分析、事業評価を担う組織の一層の充実を図るため、監査、事業評価を行う組織として監査評価室を設置し、経営企画課の経営分析、企画機能を強化する。
- ・ 倫理規程施行細則を整備する。

第2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 山の畑キャンパス将来計画検討委員会を立ち上げ、施設整備、自然科学教育の充実を含め、研究等のあり方、学部、学科の創設・再編等について調査検討する。
- ・ 自己点検・評価、認証評価などの制度を利用して、各学科・研究科等の今後のあり方を検討する。
- ・ 教員組織の見直しに応じた給与制度の見直しを検討する。

第3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・ 教授職への任期制の導入について医学部、薬学部以外の学部にも拡大する。
- ・ 大学法人の固有職員の幹部職員への登用及び採用に関する人事計画を策定する。
- ・ 障害者の雇用計画の達成に向け、雇用を促進する。
- ・ 効率的な定員の配置や多様な雇用形態の採用などにより、運営費交付金対象職員定員を前年度より5名削減するとともに、事業収益見込みを基に、事業収益対象職員の定員管理を行う。
- ・ 大学法人の固有職員の新規採用選考を実施する。
- ・ 名古屋市からの派遣職員の派遣解除後の大学法人の固有職員への切替えについては、人事計画と合わせて実施する。

- ・ 外部資金を活用した雇用制度を整備する。
- ・ 教員業績評価制度の構築について引き続き検討する。
- ・ 人材育成の方針に基づき、研修計画を策定し実施するとともに、大学法人の固有職員等の新規採用職員の研修を引き続き実施する。
- ・ 女性教員の登用方針を策定し、勤務環境等の改善を引き続き検討する。

第4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 山の畑キャンパスの学部事務等の一元化及び教務企画事務の充実のため、山の畑事務室及び教務課を設置する。
- ・ 契約職員の活用とともに、専門的な知識、技能が必要な部署における大学法人の固有職員への切替えを計画的に実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置

- ・ 財務等に関する指標を活用し、他の国公立大学の経営状況と比較分析した結果を経営審議会に示し、その意見を踏まえ経営改善策を講じる。
- ・ 大学と附属病院それぞれ適切なインセンティブを与える仕組みを導入するため、経営努力の成果により生じた目的積立金の配分方法を定める。

第2 外部研究資金その他の自主財源の確保に関する目標を達成するための措置

- ・ 共同研究費等の外部研究資金の間接経費（研究の遂行上直接必要となる経費以外の管理部門等に係る経費）に関する規程を整備する。
- ・ 外部資金獲得額を年間7億4千万円にする。
- ・ 他大学の授業料等の動向や本学の運営費の状況などを総合的に勘案し、実習費等の経費を学生に自己負担させることや各種料金のあり方について引き続き検討する。
- ・ 病院収入等の自主財源の増加に向け、看護職員の充実、手術料や検査料の増収、大学施設貸付料の増収など実現可能な方策から順次実施するとともに、新たに広告料収入の確保について検討する。
- ・ 各学部同窓会及び大学院同窓会との共同事業や基金募集等による連携について検討し、順次実施する。

第3 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ 学長の裁量により重点的かつ戦略的な予算執行ができるよう、予算を拡大する。
- ・ 各種業務の内容、性格等を分析し費用対効果を検証のうえ、順次IT化や外部委託化を引き続き進める。
- ・ 管理経費を対前年比で5%削減する。
- ・ 省エネルギー対策を講じるため、引き続きキャンパスごとの使用エネルギーの実態調査を実施し分析を行うとともに、省エネルギータイプの設備及び機器の導入等により省エネルギー対策を順次実施し、光熱水費を対前年比で5%削減する。

第4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 学部・研究科及びキャンパス間で相互に利用可能な施設や設備の一覧をデータで作成するとともに共同利用の手続きを定める。
- ・ 「不動産貸付細則規程」に基づき、大学施設の貸付を推進し、資産の効率的な運用を図る。
- ・ 設備を適切に維持管理するための修繕又は更新計画を作成する。
- ・ 教員に対する特許相談や技術シーズの移転について、科学技術振興機構（J S T）及び名古屋産業科学研究所（中部T L O）の協力のもと実施する。

IV 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 業務実績報告書の作成を基礎にして、認証評価機関による評価を想定した作業を行うと同時に、中期計画及び年度計画の進行管理を行う。
- ・ 学生、患者等のニーズを把握するため引き続きアンケート調査を実施する。
- ・ 大学における諸活動の評価・改善に資するため、中期計画の進行を体系的に整備・管理する。
- ・ 大学における諸活動に関するデータベースの整備について、引き続き項目、範囲、方法等を検討する。
- ・ 計画、実施、点検、評価及び改善のマネジメントサイクルを総括的に担当する理事長補佐及び監査評価室を設置するとともに、評価結果を踏まえた改善策を役員会、経営審議会、教育研究審議会等において検討する。
- ・ 評価の結果、改善策及び改善結果をホームページで公表する。

第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ 各学部及び学科のパンフレット、ホームページ等を更新するとともに内容をより一層充実する。
- ・ 報道機関への情報提供を積極的に進めるため学術推進室の機能を強化する。
- ・ 名古屋市あんしん条例に基づき、適正な個人情報保護に努める。
- ・ 同窓会の全学的組織化について引き続き検討する。

V その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 薬学部校舎等の改築（第1期工事）について、既存建物の取壊し及び土壌改良工事を実施するとともに、実施設計を10月末までに完了し、研究棟及び実習棟の建設工事に着手する。
- ・ 施設整備調査に基づき経済学部校舎等の改築に向けた基本構想を策定する。
- ・ 北千種キャンパス体育館の耐震工事計画を策定する。
- ・ アスベスト対策工事を順次実施する。
- ・ 田辺通キャンパスのグラウンド等の整備計画を策定する。
- ・ 山の畑キャンパスのグラウンド、運動施設等の改修及び整備方法について検討する。

第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・ 経済学部専門教育科目として「環境経済学」の開設をするとともに、人文社会学部

- 専門教育科目として「環境社会学」の開設を準備する。
- ・ 教職員・学生に対し、eラーニングを活用する等、環境問題に関する研修を引き続き実施する。
 - ・ 名古屋市が誘致をめざす生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催に向け、引き続き積極的に協力する。
 - ・ 「バナナプロジェクト」（農産廃棄物であるバナナの茎から繊維を抽出し、無薬品でパルプ化して紙を製造する技術）などの環境に関する研究成果を各種イベント、講演会、実演などを通じて地域や国際社会に還元する。
 - ・ 薬学部校舎等の改築に係る実施設計において、引き続き環境対策の積極的な導入を検討する。
 - ・ 川澄キャンパスにおいて、駐車場及び駐輪場整備計画の策定に合わせて、植樹等によるキャンパス緑化計画を策定する。
 - ・ 学生に対し、ゴミの分別方法を始めとするエコガイダンスを実施する。
 - ・ 環境問題への取り組みの成果について、報告書を作成し、公表する。
 - ・ 18年度策定した危機管理マニュアルや防災計画に基づき防災訓練等を実施する。
 - ・ 大学職員の心身の健康管理と増進を図るため、臨床心理士を配置する。
 - ・ セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメント防止対策ガイドラインに基づき、関係規程を整備する。
 - ・ 男女共同参画行動計画を策定する。
 - ・ 院内保育所のあり方について引き続き検討するとともに、学内保育所の設置に向けた準備を進める。
 - ・ 次世代育成支援行動計画を策定し、学内の周知を図る。

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成19年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	8,864
自己収入	18,245
授業料及び入学金検定料収入	2,296
附属病院収入	15,564
雑収入	385
受託研究収入等	977
施設整備費補助金	800
計	28,886
支出	
業務費	26,494
教育研究経費	1,800
診療経費	9,484
人件費	15,210
一般管理費	615
受託研究費等	977
施設整備費	800
計	28,886

2 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	29,387
経常費用	28,986
業務費	26,558
教育研究経費	1,360
診療経費	9,011
受託研究費等	977
人件費	15,210
一般管理費	615
財務費用	11
減価償却費	1,802
臨時損失	401
固定資産除却損	401
収入の部	29,430
経常収益	29,029
運営費交付金収益	8,686
授業料等収益	2,296
附属病院収益	15,564
受託研究収益等	977
雑益	385
資産見返運営費交付金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	1,115
臨時利益	401
施設費収益	401
純利益	43

3 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	28,886
業務活動による支出	27,844
投資活動による支出	1,031
財務活動による支出	11
資金収入	28,886
業務活動による収入	28,084
運営費交付金による収入	8,864
授業料及び入学検定料による収入	2,296
附属病院収入	15,564
受託研究収入等	977
その他の収入	383
投資活動による収入	800
財務活動による収入	2

VII 短期借入金の限度額

1 限度額

25億円

2 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要な対策費として借り入れすること。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・薬学部校舎の整備 ・附属病院の整備	総額 800	施設整備費補助金